

児童福祉法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第15号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第4条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第3条 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設」を「第7条第1項に規定する児童福祉施設若しくは同条第2項に規定する指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。